

呉市教育委員会会議録
(令和6年10月25日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和6年10月25日定例会

1 開催日時 令和6年10月25日(金) 15:00開会
16:14閉会

2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)

3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 佐々木元
委員 吉中由美子
委員 大之木小兵衛
欠席委員 委員 辻佑子

4 出席職員 教育部長 石川直之
教育部副部長 横田三奈
教育部副部長 伊藤賀世
教育部参事補兼呉高等学校事務長 羽田光利
教育総務課長 新本康司
学校施設課長 瀧川孝徳
学校教育課長 木屋善貴
学校安全課長 田村峽平
文化振興課長 三浦美佐子
教育総務課課長補佐 橋本優子

5 傍聴者 0人

6 日程

(1) 会期決定について

(2) 前回会議の報告

(3) 報告第27号 令和5年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について

(4) 報告第28号 寄附受納について

(5) 報告第29号 民事訴訟の応訴について

(6) 教議第49号 職員人事について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

本日、辻委員から欠席の届出がなされておりますことを、御報告します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、佐々木委員・吉中委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和6年9月26日定例会について報告)

教 育 長 ここでお諮りします。本日の日程については、先日本お知らせしておりましたが、昨日、事務局から追加の議案が提出されました。この際、提出された議案を日程に追加し、審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。それでは、追加の日程を配布してください。

(追加日程配布)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第5については、個人情報保護の必要があるため秘密会、先ほど追加されました日程第6については、人事に係る案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第27号 令和5年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第27号「令和5年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

新 本 課 長 それでは、報告第27号「令和5年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」御説明します。資料の2ページを御覧ください。

1の教育総務課に関するもの、2件です。

まず(1)ですが、アの豊小児童送迎業務及び、イの蒲刈地区スクールバス運行及び車両管理業務において、日誌又は整備記録簿の写し等が業務委託受注者から提出されていなかったため、指摘を受けたものです。

続いて(2)ですが、遠距離等通学費補助金において、補助金の交付決定を保護者に通知した後に、当該補助金の交付決定に係る起案をしていたため、指摘を受けたものです。

次に3ページを御覧ください。

2の学校教育課に関するもの、3件です。

まず(1)ですが、随意契約を締結するに当たり、予定価格を非公表とするところ、設計書に記載していたため、指摘を受けたものです。

続いて(2)ですが、指名業者審査伺いにおいて、部長決裁によるべきところ、課長決裁となっていたため、指摘を受けたものです。

続いて(3)ですが、補助金について、小中学校の校長を補助対象事業者として交付していたところ、市の職員たる校長に補助金として支出するのは適当ではないとの指摘を受けたものです。

次に3の片山中学校に関するもの、2件です。

まず(1)ですが、年次有給休暇の取得について認められない誤った形での休暇の取得を承認していたことにより指摘を受けたものです。

続いて(2)ですが、子の看護のための休暇について、対象とならない中学生の子に係る休暇の取得を承認していたことにより指摘を受けたものです。

次に4ページを御覧ください。

4の昭和中央小学校に関するもの、1件です。

寄附を受ける際には、所定の手続を踏む必要があったにもかかわらず、これを行わず寄附を受けていたことにより指摘を受けたものです。

いずれの案件も、監査指摘後、速やかに修正等の対応をするとともに、適正な事務について、職員に周知・徹底を図りました。

なお、これらの指摘事項及び措置状況につきましては、地方自治法第199条第14項の規定により、監査委員から今後公表される予定となっております。

説明は、以上です。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第27号「令和5年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

まず、私の方から一言言わせてもらいます。

やはり、決裁区分を間違っていたり、あるいは、契約の非公表部分を公表ということになると疑義が生じるし、大きな事務ミスにつながります。こういうところからなくしていくということを、しっかりやっていきましょう。お願いします。

佐々木委員 3ページの2の(3)です。これは、小中学校の校長に補助事業者として補助金の交付をしていたら、市の職員たる校長に補助金として支出するのは適当ではないということですが、市の職員だから出してはいけなかったんだよということですか。

そうではなく、例えばこういう何か事業をしたときに、職員ではない人に補助金そのものを出すことは構わない。

学校に、何か補助してはいけないのですか。

新 本 課 長 右側の措置状況のところを御覧いただければと思います。

こちらの方で、令和6年4月1日に補助金交付要綱を一部改正し、補助金を校長から実践事業推進委員会に対して交付することといたしました。

こういった措置をとることによって、市の職員ではなくて、この場合で言いますと、実践事業推進委員会ということで、交付対象者を変更しているという次第でございます。

佐々木委員 その校長を通して渡すことは構わないってことなんですよ。

校長が受け取るっていうか、校長が受け取って渡すこと自体は、校長が受け取ることにはならない。

新 本 課 長 校長が受け取ること自体も、よろしくないということですので、校長を経由せずに直接、他の事業者といったような相手方に渡すということになります。

教 育 長 実践事業推進委員会という組織に渡すということです。

その推進委員会というものを作って、その長に渡すというのは問題ないということですよ。それが同じ人物であっても。

新 本 課 長 はい。そのとおりです。

佐々木委員 この措置状況というのが、補助金を校長から実践事業推進委員会に対して交付することといたしました。これが改善策ということですか。

新 本 課 長 はい。こちらが改善策になりまして、今までは校長に対して補助金を交付しておりましたけれども、校長に対してではなく、実践事業推進委員会に対して補助金を交付するように変更いたしました。以上です。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第28号 寄附受納について

教 育 長 次に、日程第4の報告第28号「寄附受納について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

三 浦 課 長 それでは、報告第28号「寄附受納について」御説明します。資料の5ページを御覧ください。

本件は、呉市立美術館の美術品として、12件の寄附申込みをいただいたもので、去る8月9日に開催した呉市美術品等収集委員会において審議をいただき、寄附受納が適正と判断されたため、9月27日に受納したものでございます。

各作品の概要等について説明させていただきますが、資料6ページに寄附作品の写真を抜粋して掲載しておりますので、併せて御覧ください。

まず、寄附作品1の日本画「黒矮鶏」及び「杜鵑」は、杉山寧、横山大観の作品で、山本恵子様からの寄附でございます。芸術を広く一般にも楽しんでもらいたいとの意向で、購入した作品を寄附したいとの申出があったもので、評価額は2点合わせて1,270万円でございます。

寄附作品2の日本画「月に白梅」は、船田玉樹の作品で、伊藤章子様からの寄附でございます。

本作品は、平成22年より伊藤様から当館に寄託されており、この度寄託を解除し、寄附の申出があったものです。評価額は50万円です。

寄附作品3から5の油彩画は、山下品蔵の作品で、令和4年度に開催した特別展「呉の美術－激動の時代を超えて－」へ出品されたことから、作品を寄附したいとの申出があったものです。

寄附作品3の油彩画「静物」及び「早春の鹿島槍岳」は、芹澤多恵子様からの寄附で、評価額は2点合わせて100万円です。

寄附作品4の油彩画「静物画」ほか4点は、平尾広美様からの寄附で、評価額は

5点合わせて250万円です。

寄附作品5の油彩画「鹿島槍岳春」は、吉田敦子様からの寄附で、評価額は50万円です。

寄附作品6の版画「瓜壺」は、水船六洲の作品で、上田毅様からの寄附でございます。令和5年12月に寄附の申出があったもので、評価額は40万円です。

寄附作品7の版画「ベルヌヴァルの海岸で」ほか1点は、ピエール＝オーギュスト・ルノワールほかの作品で、泉賀栄江様からの寄附でございます。泉賀様は、広島市内で喫茶店を営んでおり、店内に飾っていた作品をしかるべき場所に寄附することを希望され、友人の画家である久保俊寛氏の仲介により寄附の申出があったものです。評価額は2点合わせて114万円です。

寄附作品8の版画等「大地の寓意94-E」ほか13点は、高原洋一ほかの作品で、菅原猛様からの寄附でございます。令和5年秋頃、東京渋谷に所在する色彩美術館の館長である菅原様より、所有する作品の一部を寄附したいとの申出があったものです。評価額は合わせて120万円です。

寄附作品9の油彩画「街」及び「川岸の家」は、久保俊寛の作品で、御本人からの寄附でございます。令和5年夏頃、久保様より作品の一部を寄附したいとの申出があったもので、評価額は2点合わせて100万円です。

寄附作品10の油彩画「肖像（仮題）」は、南薫造の作品で、荒巻彰様からの寄附でございます。令和5年5月、荒巻様より作品を寄附したいとの申出があったもので、評価額は100万円です。

寄附作品11の陶「冠-VI」は、古庵千恵子の作品で、古庵晶子様からの寄附でございます。平成15年より美術館で作品をお預かりしていましたが、令和4年作家の御逝去に伴い、遺族である所有者から寄附の申出があったものです。評価額は80万円です。

最後に、寄附作品12の平面造形等「Drawing k. L, 681」ほか12点は、高橋秀の作品で、御本人である高橋秀夫様からの寄附でございます。令和6年春頃、前下瀬美術館副館長、谷藤史彦氏の仲介により、作家御本人から寄附の申出があったものです。評価額は502万円です。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の報告第28号「寄附受納について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

(15:16)

教 育 長 それでは、ここで一旦定例会を中断させていただいて、先に「トピックス」の説明をお願いします。

(各課からトピックス等について説明)

教 育 長 それでは議題に戻ります。

これより秘密会の議題に入りますので、説明員の交代をお願いします。

(15:46)

報告第29号 民事訴訟の応訴について

教 育 長 次の議題に移ります。説明員の交代をお願いします。

教議第49号 職員人事について

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(1 6 : 1 4)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 佐々木 元 ）

（ 委 員 吉 中 由美子 ）

（令和6年10月25日定例会）